

「社会的事象についての興味・関心を高め、

公民的資質を育む主権者教育と法教育の方策」

～クロスカリキュラムを意識した教科横断的な視点による指導の工夫～



栄町立栄中学校

新井博之

1. 研究主題

「社会的事象に関する興味・関心を高め、公民的資質を高める主権者教育と法教育の方策」
～クロスカリキュラムを意識した教科横断的な視点による指導の工夫～

2. 主題設定の理由

(1) 学習指導要領から

中学校の社会科では、「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことを目標としている。

平成27年に公職選挙法が一部改正され、選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられた。これを受けて文部科学省でも主権者教育をどう進めていくかが検討され、学習指導要領の改善方針について審議した中教審の答申では、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、小中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であるとされた。

主権者教育で育成を目指す資質・能力

主権者教育で育成を目指す資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

(知識・技能)

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

(思考力・判断力・表現力)

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

(学びに向かう力・人間性等)

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

《幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）》平成28年12月21日中央教育審議会 別紙5

上記のように、答申では、主権者として必要な資質・能力の具体的な内容として、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向

けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を挙げている。

また、学習指導要領解説総則編では、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる力」を挙げている。主権者として必要な資質・能力に関連する各教科の主な内容については、その付録6で社会科のほか、家庭科、特別の教科道徳、特別活動等の規定が掲げられている。そして、これらの力を学校として、教科等横断的な視点で育成することができるよう、適切なカリキュラムマネジメントと指導の実施が求められている。

このような学習指導要領の趣旨を踏まえると、主権者教育については、社会科がその中心として大きな役割を果たす使命を担い、その教育の核とならなければならないと考える。また「生きる力」を身につけた生徒を育成するためには、社会科の授業だけではなく、カリキュラムマネジメントの視点から関係する教科や総合的な学習、特別活動等との連携を計画し、実践することが必要であると考え、本主題を設定した。

(2) 印教研の研究主題から

印教研社会科研究部では令和5年度の研究主題として「よりよい社会の実現に寄与する『生きる力』を培う社会科学習」をテーマとして設定している。

グローバル化、情報化、少子高齢化が進む変化の激しい現代社会の中で、よりよい社会の実現に寄与するためには、生徒が、国家・社会の形成者の一員として、社会的事象に関心を持ち、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようという意識を、持つことが必要である。そしてそのような公民的資質を高めていくことが、変化が激しく、価値観が多様化する現代社会の中で生徒に必要な「生きる力」を培うことにつながっていくと考える。したがって、本研究主題の「社会的事象に関する興味・関心を高め、主権者教育と法教育を進める」ことにより公民的資質が高まり、よりよい社会の実現に寄与する生きる力を培うことができると考える。

(3) 生徒の実態から

本校は県北部に位置し、利根川と印旛沼に挟まれた水と緑の豊かな田園地帯にある学校である。1年4学級、2年4学級、3年4学級、特別支援学級3の合計15学級、生徒数人の中規模の学校である。伝統的に部活動が盛んであり、熱心に活動に取り組む生徒が多く、保護者もこれらの活動にとっても協力的な地域である。一方、生徒は素直であるがのんびりした生徒が多く、学習に対する意識はあまり高くない。今年度も学校教育目標として「確かな学力を身につけ、心豊かで、たくましく生きる生徒」の育成を掲げ、学力向上に学校全体で取り組んでいる。

社会科で行ったアンケートの結果をみると、「社会科の学習に意欲的に取り組んでいる」と答えた生徒は80%を超えていて、前向きに学習に取り組んでいる生徒が多いが、世の中で起きているできごとやニュースに興味があるかという質問については、「ある」という回答が40%程度であり、社会的事象についての関心が低く、国家・社会の形成に主体的に参画し

ようという態度があまりない生徒が多数であることがうかがえる。このことから、社会の形成者の一員として社会の諸問題の解決に寄与し社会への参画意識を高めるために主権者教育や法教育の実践が必要であると考えます。

3. 研究の目標

クロスカリキュラムを意識した教科横断的な視点による指導の工夫をして、主権者教育と法教育を実践することにより、公民的資質を高め、社会的事象に関する興味・関心を高め社会への参画意識を持たせることができることを明らかにする。

4. 研究仮説

仮説1 社会科と特別活動（生徒会活動）との連携・協働（クロスカリキュラム）

社会科の授業で知識や技能を習得し、特別活動において自発的・自治的な体験活動を行うことで、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員の一人として主体的に社会に参画しようとする資質・能力が育成されるだろう。

仮説2 社会科と道徳科との連携・協働（クロスカリキュラム）

社会科の授業で社会的事象についての理解と体験的活動を行い、道徳科で自分が社会とどのように関わっていくかを考えさせることで、社会的事象に関する興味・関心を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができるだろう。

5. 研究実践

<仮説1>を検証するための実践

社会科の授業で国家・社会の基本原則となる法やきまりについての知識を習得し、規律ある安定した社会の実現の重要性を理解した上で、特別活動において自発的・自治的な活動として自分たちの身近な決まりである校則について考え、検討し根拠を持って自分の意見を主張する機会を設ける。

1 <仮説1>についての法やきまりについての授業や活動の実践内容

① 社会科	きまりやルールについての全校社会科の授業～その「身近にあるきまりやルールについて考えよう」～帝国書院法教育教材より	全校生徒対象に、オンラインで実施。 (1時間扱い)
② 社会科	きまりやルールについての全校社会科の授業～その「きまりやルールが決まっている目的について考えよう」	全校生徒対象に、オンラインで実施。 (1時間扱い)

③ 学活	学校のきまりについて確認し、ルールを守ってみんなが安心して生活できる学校にしていこう	全校生徒対象に、 体育館で実施。 (1時間扱い)
④ 学活	きまりの変更についての考え方を知り、変更すべき学校のきまりについて自分の意見を表明しよう	全校生徒対象に、各 クラスでアンケート を実施(1時間扱い)
⑤ 特別 活動	全校生徒から出た、学校のきまりについての意見について全校評議会で検討し、学校に対して提出する学校のきまりについての生徒要望意見をまとめよう。	放課後、生徒会本部 と各クラスの評議員 で、きまりについて の要望について話し 合う。 (代表生徒のみ)
⑥ 学活	各クラスで出た意見について、評議会で話し合った結果を、各クラスで報告し、学級で話し合う。	各クラスで評議会で 話し合った結果を報 告し、その内容につ いて討議する。 (1時間扱い)
⑦ 全校集 会	きまりの変更についての生徒指導部会議、PTA役員会、学校評議員会議での意見もふまえ、職員会議で決定した内容と結果を報告する。	全校生徒対象に、体 育館で実施。 (20分)

2 授業の実践例

①「法は日常の中にある」＜帝国書院法教育教材より＞(資料2)

【授業のねらい、目標】

- ・身近なところに法律があることへの理解を深める。
- ・ルールには必ず目的があることを理解する。

	学習活動と習得する内容
導 入	みんなの生活の中で身近なルールにはどんなものがあるか？
展 開	① 事例を読んで、ルールに関わるところに下線を引く。 ② 事例に出てくるルールを、適用される対象者や場所を基準に分類する。 ③ ルールがなぜ必要なのか、事例に出てくるすべてのルールの目的を考える。
ま と め	・ルールには必ず目的があることを学ぶ。 具体的な事例から身近なところに法律があることへの理解を深める。

④栄中のきまりの変更について考えよう 《資料》

【授業のねらい、目標】

- ・自分の身近な生活に関係する学校のきまりを例に、きまりの目的について考える。
- ・きまりを守ることが、社会や集団のみんなや自分の利益になることを理解する。

	学習活動と習得する内容
導入	・昨年度、生徒アンケートから、校則が変更になった内容を知り、自分たちの意見できまりが変更されたことを確認する。
展開	・下の栄中の髪型の規定を例に、なぜこのきまりがあるのかを考え、グループで話し合う。 「髪を結ぶ際は、耳より上の高さでは結ばない」 ・この規定が、生徒指導部会議や職員会議で変更を認めなかった理由について考え、意見を交換する。
まとめ	・状況をしっかりと自分で判断し、正しい行動をとることができることが自分たちの信用につながり、自分達の自由が広がっていくことを理解する。

<仮説2>を検証するための実践

社会科の授業で裁判の役割や仕組みについて理解し、道徳科で裁判員制度を通して、自分が社会とどのように関わっていくかを考えさせた上で、社会科の授業で模擬裁判を行い体験的な活動を通じて、社会的事象に関する興味・関心を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができるだろう。

1 <仮説2>についての法やきまりについての授業や活動の実践内容

① 社会科	裁判のしくみと制度について	3年生の各クラスで社会科教科担任が実施
② 社会科	刑事裁判と民事裁判について	3年生の各クラスで社会科教科担任が実施
③ 社会科	日本の裁判についての課題について	3年生の各クラスで社会科教科担任が実施
④ 道徳科	中学道徳③ とびだそう未来へ C 主として集団や社会との関わりに関すること ～社会参画、公共の精神 「裁判員制度を考える」	3年生の各クラスで学級担任が実施
⑤ 社会科	個人間の紛争の事例について考える	3年生の各クラスで社会科教科担任が実施
⑥ 社会科	模擬裁判 昔話法廷「三匹のこぶた」裁判	3年生の各クラスで社会科教科担任が実施

2 授業の実践例

⑤ <帝国書院法教育教材より> 個人間の紛争について考える 《資料4》

	子どもの学習活動
導入	・ 両者の言い分を整理し、民事事件の紛争の内容について理解する。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両者の言い分の証拠となるものは何であるかを考える。 ・ 対立関係にある両者の言い分を比較する。 ・ この問題を解決に導いてくれる機関を考える。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の判決を確認する。 ・ 日常生活のトラブルを解決する手段として裁判所があることを理解する。

⑥ <NHK for school より> 昔話法廷「三匹のこぶた」裁判 《資料5》

	子どもの学習活動
導入	・ 前半部分の動画を視聴して、裁判の争点をまとめる
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残りの部分の動画を視聴して、証拠や証言を整理し、証拠検討表をまとめる。 ・ 証拠について有罪か無罪かについて考え、自分の意見を発表し、班で討論をする。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班で判決を作成し、発表する。 ・ 授業のまとめとして模擬裁判をやってみた感想を記入する。

6 仮説の検証

<仮説1の検証>

社会科の授業で知識や技能を習得し、特別活動において自発的・自治的な体験活動を行うことで、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員の一人として主体的に社会に参画しようとする資質・能力が育成されるだろう。

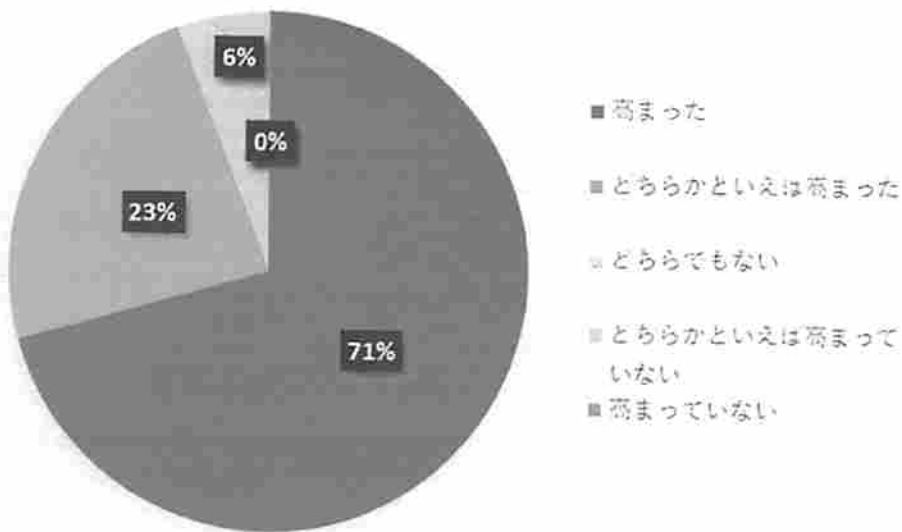
実践の結果、社会の構成員の一人として主体的に社会に参画しようとする資質・能力が育成されたかどうかを検証するため、①「学校や社会のきまりの目的や意義についての意識が高まったか。」②「社会にあるきまりについての問題点や変更について、今後自分が関わってみたいと思いますか」という2点で、生徒にアンケートをとった。アンケートの結果は、①については、学校や社会のきまりの目的や意義についての意識が高まったという回答が71%、どちらかと言えば高まったが23%で合わせると94%の生徒が学校や社会のきまりの目的や意義についての意識が高まったと回答している。

また②の社会にあるきまりについての問題点や変更については、今後自分が関わってみたいという回答が32%、どちらかといえば関わってみたいが53%で合わせると86%の生徒が今後将来的に自分が関わってみたいと回答している。この結果から、本実践によって、

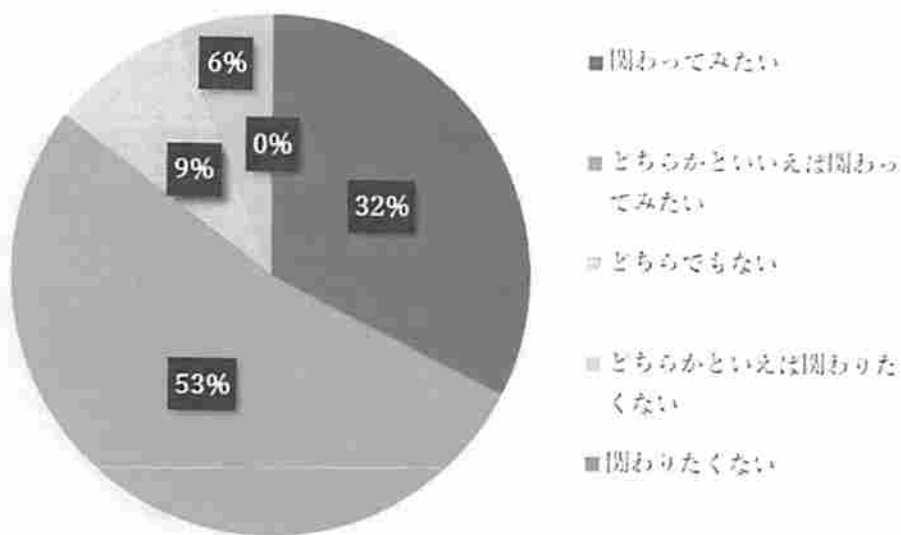
主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会の構成員の一人として主体的に社会に参画しようとする資質・能力が育成されたと考えられる。

<生徒アンケートの結果>

決まりのアンケートや話し合いを行って、学校や社会のきまりの目的や意義についての意識が高まったか



社会にあるきまりについての問題点や変更について、今後自分が関わってみたいと思いますか



<仮説2の検証>

社会科の授業で社会的事象についての理解と体験的活動を行い、道徳科で自分が社会とどのように関わっていくかを考えさせることで、社会的事象に関する興味・関心を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができるだろう。

実践の結果、社会的事象に関する興味・関心が高まり、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができたかどうかを検証するため、道徳科の授業で裁判員制度を通して、自分が社会とどのように関わっていくかを考えさせた上で、社会科の授業で模擬裁判を行ったクラスと道徳科の授業を行わずに、社会科の授業で模擬裁判を行ったクラスで意識がどう違うかを比較した。比較する材料として、両クラスで、本実践の事前と事後でそれぞれ自分が裁判員に選ばれたらどうするかを考えさせ、その理由を生徒に記入させその変容を調査・分析した。調査・分析の内容は以下の通りであった。

道徳科の授業を行っていないクラス <<資料6>>

事前のアンケート

自分が裁判員に選ばれたら

裁判員をやりたいと思う～8人(30%) 裁判員をやりたいと思う～19人(70%)

<やりたい理由>

- ・法というものに興味がある(1名) ・**選ばれたら全力でできることをする**(1名)
- ・やってみたい(1名) ・自分の意見を裁判官と話すことができるから(1名)
- ・経験としてやってみたい(1名) ・正しい意見を聴いて裁判してみたい(1名)
- ・自分の意見をだしたい(1名) ・人生経験として。**やる方が人のためになる**(1名)

事後のアンケート

自分が裁判員に選ばれたら

裁判員をやりたいと思う～12人(44%) 裁判員をやりたいと思う～15人(56%)

<やりたい理由>

- ・裁判に興味がある(1名) ・楽しそう(2名) ・自分の考えや意見を裁判官と話し合うことができる。(1名) ・模擬裁判をやってみて、自分以外の視点や考えを聴けて視野が広がったから(1名) ・模擬裁判で少しやりたい気持ちがうまれた。
- ・いい経験になる(1名) ・自分の意見を伝えたい。**正当な判決を下したい。**(1名)
- ・自分の考えを出して判断したい。(1名) ・模擬裁判をや、他人の意見を聴き、違う考えがきける(1名) ・模擬裁判でやりがいがあったと感じた(1名)

<考察>

事前と事後で、裁判員をやりたいと思う人は、8人から12人になり、30%から44%になった。事前と事後でその数も増えているが、その増減の詳細をみると、事前にはやりたいと回答していた生徒のうち、2名がやりたくないという回答に変化している。この2名は事前でやりたい理由として太字の「選ばれたら全力でやる」「やる方が人のためになる」という社会貢献の意識からの意見を記述していた2名である。この2名は事後では、やりたくない理由として「判断を間違えたら被害者に申し訳ない」「自分の判断で他人の人生を無駄にしまう」という点をあげており、事前には、他人のため、みんなのためといった意識があったが、模擬裁判を行ったことで、判決を考えることの難しさを経験し、「やりたい」から「やりたくない」

に変容したと推測される。「やりたくない」から「やりたい」に変容した生徒は6名いるが、その理由は「楽しそう」「いい経験になる」など他人や社会のためといったものではなく、自分からの見方による判断のものであり、模擬裁判を行ったことで、話し合いの中で多様な考え方があったり、他人の意見を知ったりしたことで興味や関心が高まったと推測できる。

道徳科の授業を行ったクラス <<資料7>>

事前のアンケート

自分が裁判員に選ばれたら

裁判員をやりたいと思う～5人(22%) 裁判員をやりたいと思う～18人(78%)

<やりたい理由>

- ・興味がある(1名) ・給料が高そう(1名) ・貴重な機会(1名)
- ・未記述(2名)

事後のアンケート

自分が裁判員に選ばれたら

裁判員をやりたいと思う～11人(48%) 裁判員をやりたいと思う～12人(52%)

<やりたい理由>

- ・ **やりたくないが選ばれたらやる。できるだけ貢献したい**(1名)
- ・ **役立てるよう**、選ばれたらがんばりたい(1名) ・ **義務**だからやるしかない(1名)
- ・やるなら法律をしっかりと理解してやるならやりたい(1名)
- ・大事な裁判に自分の意見を言えるのは貴重な機会(1名)
- ・人生の経験として(1名) ・他にも人がいるなら経験として一度はやりたい(1名)
- ・人生で何回もできることではない(1名) ・良い経験になる(1名)
- ・貴重な体験(1名) ・未記述(1名)

<考察>

事前と事後で、裁判員をやりたいと思う人は、5人から11人になり、22%から48%になった。事前と事後でその数も増えているが、事前のやりたい理由は、「給料が高い」?、「興味がある」、「貴重な機会」といった自分の興味や利益、自己実現といった自分からの見方が理由となっているが、事後では上の太字の部分のように、「貢献」、「義務」、「役立つ」といった社会の一員として参加しなければという社会参画意識に関するワードが出てきている。

★道徳科の授業を行ったクラスと行っていないクラスの比較・分析からの検証

どちらのクラスも、社会科で模擬裁判を行ったことで、判決を下すことの大変さと同時に法に基づいて、証拠を検討し、評議することを経験したことにより、裁判についての関心や興味が高まり、自分の貴重な人生の機会としてやってみたいという生徒が増えている。やりたい理由を分析すると、道徳科の授業を行ったクラスでは、「やりたくない」から「やりたい」に変容した生徒の理由は社会貢献や社会参画意識によるものであるのに対し、道徳科の授業を行っていないクラスでは、そのような視点からの理由ではなく、違いがあった。このことから社会科の授業で社会的事象についての理解と体験的活動を行い、道徳科で自分が社会とどのように関わっていくかを考えさせることで、社会的事象に関する興味・関心を高め、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことができると考えられる。

7 成果と課題

<成果>

主権者教育で育成を目指す資質・能力は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱からなるが、このうち「学びに向かう力・人間性等」の内容である自立した主体として、社会科の学習の目標である、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育てるためには、単に知識の習得のみだけではなく、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する学習や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意形成する学習を行っていかねばならない。しかし、そのような授業を行うには、それなりの授業時数が必要となり、授業進度とのジレンマが生じるのが、正直なところである。この点を解決するためには、カリキュラムマネジメントの視点からの授業構成が必要であり、社会科と道徳科、特別活動と連携してクロスカリキュラムで学習を進めることで限られた授業時数で、主体的・対話的で深い学びを行うことができることがわかった。

<課題>

クロスカリキュラムで授業を行うためには、当然、社会科の教科担当だけではなく、各クラスの学級担任との連携や全校でのカリキュラムの調整が必要となる。教務主任と協力して全校の教員の理解を得てカリキュラムを構成して計画し、進めていかねばならないが、そこには事前の準備と調整の大変さが存在し、その点をどうクリアしていくかが課題となる。

ただ改めて考えると、社会科の学習と関係する他教科や領域は多く、それは他の教科にはない社会科という教科の特性であると考えられる。今回の研究以外の領域についても、さらに連携の方法を考えていく必要があるだろう。

↑
<資料8>

第73次印旛地区教育研究集会
(社会科教育・中学校)

「社会的事象についての興味・関心を高め、

公民的資質を育む主権者教育と法教育の方策」

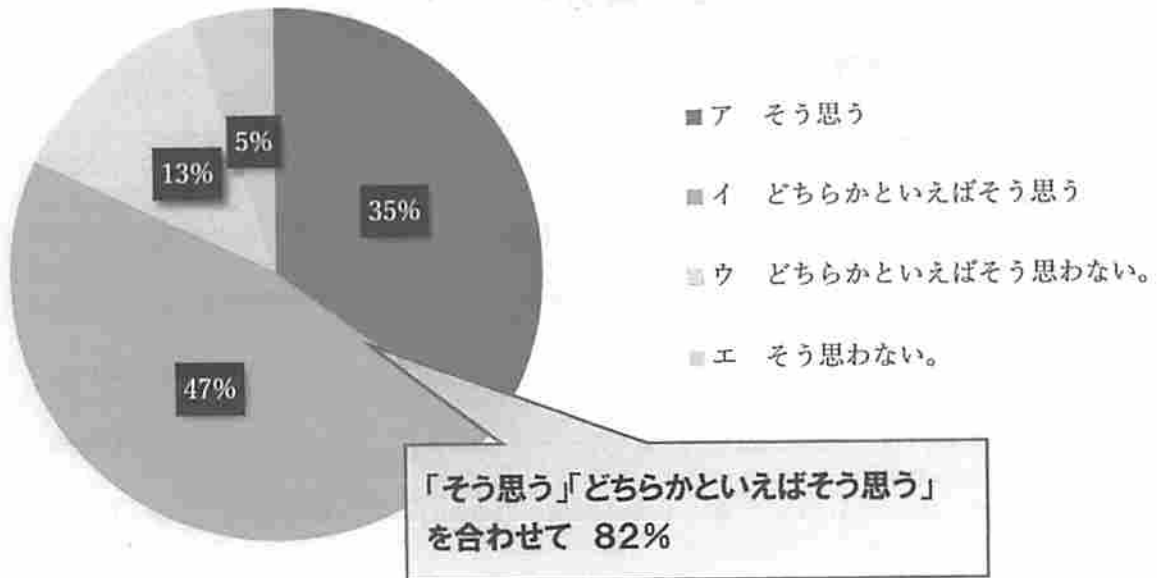
～クロスカリキュラムを意識した教科横断的な視点による指導の工夫～

< 資料編 >

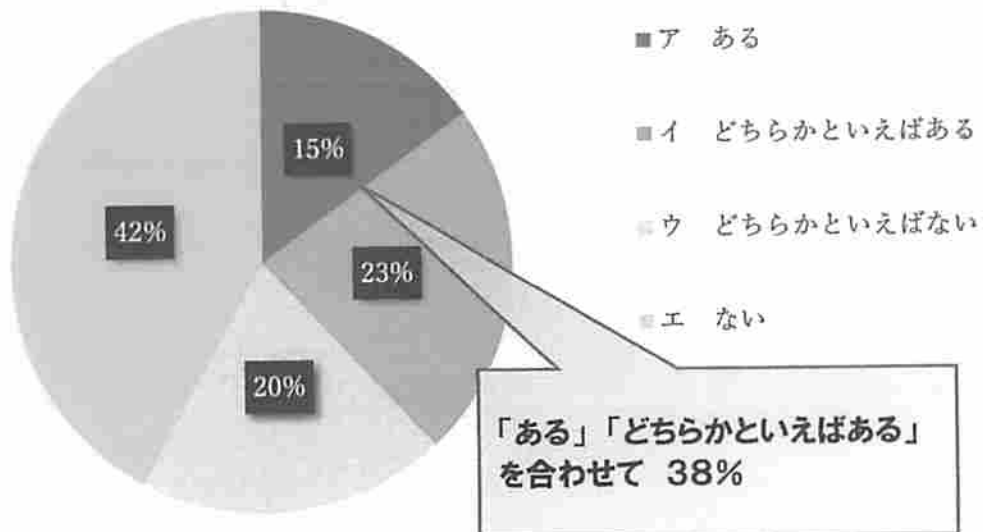
栄町立栄中学校
新井博之

《資料1》事前に行った社会科アンケート結果（3年生）

あなたは社会科の学習に意欲的に取り組むことができますか。



あなたは世の中のできごとやニュースに興味がありますか。



法は日常の中にある

I 指導案



1 授業のねらい

- (1) 新学習指導要領の内容(1)「私たちと現代社会」、イ「現代社会をとらえる見方や考え方」には、「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ」とあり、(3)「私たちと政治」ア「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」には、「法の意義を理解させる」とあります。

さて、子どもたちにとっては、法は、必ずしも身近にあるものとして認識できているとはいえません。

ところが、日常生活においては様々なルール(きまり)があり、法は、その延長線上にあるものです。

- (2) そこで、日常生活において起こりうる事例を取りあげ、その事例の中からルール(きまり)を見つけさせることによって、日常の中にルール(きまり)があることを理解させたいと考えました。

また、身近なルールの延長線上に法律が存在することに気づいてもらいたいと考えました。

2 子どもに身につけさせたい法教育的な見方・考え方

この授業を通して、子どもたちに身につけてほしい力は、ルールや法の意義について主体的に考える姿勢を身につけることです。そのためには、

- ① ルールや法が身近に存在することに気づかせる
- ② ルールの目的について考えさせる
- ③ ルールや法を無批判に受け入れるのではなく、その目的まで掘り下げて考えさせる

3 授業計画

	子どもの学習活動と習得する内容	子どもの学習と活用する場面
導入	<p>みんなの生活の中で身近なルールにはどんなものがあるか？</p> <p>発問例</p> <p>1) 家庭の中でのルールは？</p> <p>2) 学校でのルールは？</p>	<p>身近な例から考え発表する。</p> <p>●予想される子どもの反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校則 ・スポーツのルール ・家庭内の約束 ・電車は2列で待つ ・エスカレーターは1列空けて乗る ・交通違反 ほか
展開	<p>① 事例を読んで、ルールに関わるところに下線を引く。</p> <p>② 事例に出てくるルールを、適用される対象者や場所を基準に分類する。</p> <p>③ ルールがなぜ必要なのか、事例に出てくるすべてのルールの目的を考える。</p>	<p>●予想される子どもの反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号無視 ・自転車通学 ・不法駐輪 ・窃盗, ほか <p>●予想される子どもの反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族, 学校, 地域の3分類 ・自分, 家族, 学校, 地域, 国家の5分類 <p>●予想される子どもの反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんかが起こる ・事故が起こる ・秩序がなくなる, ほか
まとめ	<p>・ルールには必ず目的があることを学ぶ。</p> <p>具体的な事例から身近なところに法律があることへの理解を深める。</p>	

4 評価

- ・身のまわりの生活と関連付けながら意欲的に追求しようとしているか。(関心・意欲・態度)
- ・社会集団の一員として所属する集団の問題を解決する際、生活社会の中には「マイ・ルール」も含めて、さまざまなルールや決まりがあることに気づくことができたか。(思考・判断・表現)
- ・社会の中には法がなければ秩序が保たれないことが理解できたか。(知識・理解)

II ワークシート (次ページ)

法は日常にある ワークシート

組 番 名前: _____

1. 身近にあるルールについてあげてみよう。(いつ, どこで, どんなルールがあるかな?)

[]

2. 右の事例を読んで, ルールにかかわるところに下線を引いてみよう。

1) 下線を引いたルールを書いて, 次のAからDに分類してみよう。

2) 何でルールは必要なのか? 何のためにあるのか, その目的を考えよう。

ルール	分類	目的

A:マイ・ルール B:家庭内のルール C:学校のルール D:地域・国のルール

3. まとめ (ルールがなかったらどうなるのか? ルールの意義を記入しよう。)

[]

事例

佐紀^{さき}さんは神奈川県川崎^{かわさき}市の公立中学校に通う中学2年生です。毎朝7時に目覚ましをかけ、バスケットボール部の朝練に参加するために7時半には家を出て行きます。

ある日、いつものように目覚ましがなったのに、2度寝をしてしまい、寝過ごしてしまいました。佐紀さんの家はマンションなので、新聞受けのあるロビーまで新聞を取りに行く必要がありますが、それは家の中で佐紀さんの役割^{やくわり}です。リビングに行くいつものように父がコーヒーを飲みながら新聞を読んでいました。新聞を取りに行くのは自分の仕事なのに忘れていたことに気がつき、悪かったなあと反省しました。

佐紀さんは朝練の時間に間に合わなくなりそうになり、朝ご飯も食べず家を飛び出しました。途中^{とちゆう}の横断歩道は赤信号でしたがそのまま横断してしまいました。

途中、駅前を通ったとき、駐車禁止の場所に多くの自転車がとめてあり、通勤の人で混み合っていました。学校の近くにある公園横を通り過ぎる時、同じ中学校の制服を着る男子が自転車からおりるのを見かけました。「あれっ」と思っていると同じバスケット部員の浩二^{こうじ}君でした。学校は自転車通学禁止です。たぶん、朝練に間に合わなくて家から自転車を飛ばしてきたのでしょう。「そのまま公園に置きっぱなしにしておいてくださいよぶなのかな？」と、疑問^{ぎもん}がわきました。

その日の放課後、部活を終えて帰ろうと公園の横を通ったとき、浩二君の乗ってきた自転車はなくなっていました。「浩二君はまだ学校にいたけど自転車どうしたのかな」と心配になりました。その後、浩二君^{すがた}の姿が見えました。「俺^{おれ}の自転車がない！」浩二君のひとり言^{ひとりごと}のようなあわてる声が聞こえてきました。

Ⅲ 弁護士からのアドバイス



1 ルールの必要性

(1) 本事例においては、様々なルールがでてきます。

「毎朝7時に目覚ましをかける」という佐紀さん独自のルール(マイ・ルール)、「佐紀さんが新聞受けのあるロビーまで新聞を取りに行く」という家族内のルール、「制服着用」、「自転車通学禁止」という学校のルール、「赤信号では横断してはならない」、「駐車禁止」、「物を盗んではならない」という社会や国家のルールが出ています。

(2) これらのルールは、なぜ必要になるのでしょうか。

人は、人として生まれてきている以上、生まれながらにして、自分らしく生きようとする幸福追求権(憲法13条後段)が認められています。

そして、一人ひとりの人が人格の担い手として最大限尊重されなければならないことから(憲法13条)、この幸福追求権をはじめとした個々人の権利も最大限尊重される必要があります(個人の尊厳の原理)。

しかし、人は一人では生きていけません。好むと好まざるとに関わらず、なにかしらの集団に属して生きていかねばなりません。

人の属する集団には、家族、学校、地域、国、といったものがあります。

そうした集団の中で生きる以上、どうしても、自分の持っている権利と、他者の持っている権利とが衝突してしまう場面が出てきます。

例えば、「物を盗むこと」が自由に許されるとすると、誰もが自分の物を十分に活用することができなくなってしまい、社会秩序が崩壊してしまいます。

そのため、個々人の複数の権利を調整するために、「物を盗んではならない」といった、なにがしかのルールを決めなければならなくなるのです。

こうして、その集団ごとに、ルールが必要になってくるのです。

2 ルールの多様性

(1) 人の属する集団が家族であったり、学校であったり、地域であったり、国であったりするごとに、それぞれに応じたルールが作られます。

個人が守れば良いだけの、いわゆる「マイ・ルール」であれば、そのルールは、他人に迷惑をかけないかぎり、どのようなルールであっても問題は生じません。

また、家族の中のルールも、限られた構成員しかいないため、あまり問題は生じません。

しかし、学校、地域、国といった、多数の人が所属する集団になると、その多数の人の様々な利害を調整できるだけのルールが必要になります。

(2) そのため、学校の中で適用されるルール(校則など)、地域の中で適用されるルール(自治会規約、条例など)、国家の中で適用されるルール(法律など)というものが存在することになるのです。

学校の中における登場人物は、先生、生徒くらいのものでありますから、生徒間、先生間、先生と生徒の間の中で通用するルールを作ればおおむね大丈夫ですが、地域や国家となると、大勢の、また多種多様な人が関わってくるため、その人たちの間の利害関係を調整するだけのルールが必要になってきます。

国家レベルのルールである「法律」も、こうした学校や社会のルールの延長線上に存在するのです。

3 ルールには必ず目的があること

(1) ルールは、個々人の権利を制約するものである以上、その権利の制約を正当化できるだけの目的を有している必要があります。

とりわけ、学校、地域、国といった、多数の人が所属する集団に適用されるルールとなると、ルールを正当化できるだけの目的が必ず必要になります。

(2) 例えば、学校の中で適用される制服着用というルールの目的には、①生徒としての自覚を養う、②同じ制服同士の生徒の連帯感を養う、③思春期の生徒に私服購入・着用の悩みを解消することで勉学に集中しやすくする、④多くの私服を購入するのに比べて費用が低額ですむ等が考えられます。

また、国家レベルで適用される駐車禁止というルール（法律）は、①交差点付近等での駐車が車両運転者や歩行者の通行のさまたげとならないようにするため、②交差点付近等での駐車が交通事故や交通渋滞の原因とならないようにするため、といったことが考えられます。

このように、国家レベルのルールである「法律」についても、学校で適用されるルールと同様に制定される目的というものが存在しています。この観点からも、国家レベルのルールである「法律」も、身近なルールの延長線上にあることがわかります。

4 参考回答例

分類	ルール	目的
マイ・ルール(自分の中でだけ適用されるルール)	(1) 佐紀さんが毎朝7時に目覚ましをかける (2) 佐紀さんが毎朝7時半には家を出て行く	(1) バスケットボール部の朝練に参加するのに余裕をもって自宅を出るため (2) バスケットボール部の朝練に参加するため
家族内で適用されるルール	(1) 佐紀さんが新聞を取りに行く (2) 佐紀さんが朝ご飯を食べる	(1) ・手伝いの習慣をつけるため ・家族の一員としての一体感を醸成するため (2) 佐紀さんの健康のため
学校で適用されるルール	(1) 制服着用 (2) 自転車通学禁止	(1) ・生徒としての自覚を養う ・同じ制服同士の生徒の連帯感を養う ・思春期の生徒に私服購入・着用の悩みを解消することで勉学に集中しやすくする ・多くの私服を購入するのに比べて費用が低額ですむ (2) ・生徒の安全のため ・学校敷地内等に自転車保管場所を設けるスペースを省くため
地域・国家で適用されるルール(条例又は法律)	(1) 信号機の表示する信号に従う (2) 駐車禁止区域における自転車の駐車禁止(多くの自転車がとめてあるもの及び公園内に駐車した浩二君) (3) 物を盗んではならない	(1) ・歩行者、車両運転者の安全確保のため ・交通事故、交通渋滞防止のため (2) ・歩行者、車両運転者の安全確保のため ・交通事故、交通渋滞防止のため ・公園内等における適切な利用のため (3) 個々人の私有財産の保護のため

参考 ～事例に出てくる法律・条例における根拠条文の紹介～

(1) 歩行者の信号機の表示する信号に従う義務

道路交通法第7条(信号機の信号等に従う義務)には、次のように規定されています。

「道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第1項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。」

なお、前条第1項後段の場合とは、「警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。」を指しています。

また、同法第121条1項柱書には、「次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。」とあり、同項1号には、「第4条(公安委員会の交通

《資料3》

栄中のきまりについて考えよう

1 授業のねらい、目標

- ・自分の身近な生活に関係する学校のきまりを例に、きまりの目的について考える
- ・きまりを守ることが、社会や集団のみんなや自分の利益になることを理解する

	子どもの学習活動と習得する内容	子どもの学習と活用する場面
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、生徒アンケートから、校則が変更になった内容を知り、自分たちの意見できまりが変更されたことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の校則の変更点を知る。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・下の栄中の髪型の規定を例に、なぜこのきまりがあるのかを考え、グループで話し合う。 「髪を結ぶ際は、耳より上の高さでは結ばない」 ・この規定が、生徒指導部会議や職員会議で変更を認めなかった理由について考え、意見を交換する。 ・昨年度、校外でノーヘルで登下校していた生徒の存在があり、ヘルメットをかぶるために髪を結びなおさずノーヘルで自転車に乗る生徒がいるのではないかという不安があるという教師の意見を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●予想されるこどもの反応 ・なぜ、決まっている理由がわからない。 ・昔から決まっているから ・子の髪型だと入試の時にあまりいい印象を与えない ・ヘルメットを被りにくい。 ●予想されるこどもの反応 ・理由がわからない ・先生たちは頭が固い。 ・先生たちはポニーテールがきれいなのは ・ヘルメットが被りにくい。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・状況をしっかりと自分で判断し、正しい行動をとることができることが自分たちの信用につながり、自分達の自由が広がっていくことを理解する。 	

「^{かね}お金はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」



I 指導案

1. 授業づくりのねらい

- (1) 公的的分野において、裁判制度のうち、刑事裁判については、裁判員制度の導入に伴う社会的関心の増大により、子供たちも比較的理解しやすくなりました。
しかし、こと民事裁判については、なじみのうすさからか、その役割や意義を理解しにくいところではないでしょうか。
そこで、本教材では、身近な紛争を題材として、民事裁判の意義について理解を深めてもらいたいと考えました。
- (2) そして、裁判を考えることで、証拠の検討や相手方の言い分を聞くなど、裁判以外でもおおよそ紛争解決に必要とされることがらを考えることができます。紛争にまきこまれたさいの実践的な対応を身につけてほしいと考えています。
- (3) また、「事実を証拠により判断する」という考え方は、民事裁判のみならず、刑事裁判ほか裁判一般にあてはまるものです。
そこで、将来裁判員となった場合に備えた授業案とし、証拠の大切さや事実の判断方法を考えるきっかけとするとともに、裁判員制度に対する主体的な態度を養うことを目的としました。

2. 子どもに身につけさせたい法教育的な見方・考え方

この授業を通して、子どもたちに身につけてほしい力は次のようなものです。

- ① 話し合いによって解決できない紛争を解決する手段の一つに、「裁判」があることを理解する。
- ② 裁判による紛争解決には、「自力救済の回避」、「証拠による論理的な判断」という二つのメリットがあることに気づく。
- ③ 裁判に限らず、紛争解決には、証拠をもとにした確かな事実認定と、それによる公平な判断が必要であることを理解する。

3. 授業計画

	子どもの学習活動	取得する内容と留意点	使用するワーク・資料
導入	○ 本時のねらいを知る。 ○ 佐藤さんがどのようなことで困っているのか考える。	● 佐藤さんは ・ 田中さんから注文された。 ・ 田中さんへお米を送った。 ・ 田中さんはお金を支払ってくれない。	1・2 3～5 (事例) 6・7
	○ どのようなもので佐藤さんの話を裏づけることができるのか考える。 ○ 田中さんの言い分を聞き、対立関係にある両者の言い分を比較する。 ○ 佐藤さんへのアドバイスを考える。	● 申込書、配送伝票 ● 田中さんは ・ 申込書書いていない ・ お米は受け取った。 ・ 支払いの必要性を認識していない。 ● 佐藤さんに聞きたいこととその理由を考える。 ・ 佐藤さんはどうしたいのか。 ・ 申込書や配達伝票はあるのか。 ・ 今までに何をしたのか。	8～10 11・12 13

開	<p>○ この問題を解決に導いてくれる機関を考える。</p>	<p>● これからの佐藤さんの行動とその影響を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代金の請求をあきらめる。 →経済的な損失（お米と代金） ・田中さんの家へ行き、残っている米と使った分の代金を取り立てる。 →佐藤さんがつかまる？ ・田中さんと話し合う。 →対立が続く ・相談する。 近所の人，警察，役所，弁護士 消費者センター，など <p>● 裁判所の意義を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利を保護する。 ・中立な立場で判断する。 ・証拠に基づき事実認定をする。 ・公平に判断する。 	14・15
まとめ	<p>○ 裁判所の判決を確認する。</p> <p>○ 裁判の意味を確認する。</p>	<p>● 裁判所がどのようなことから判断したのか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証拠，証人，状況，言い分 <p>● 裁判所の意義を理解する。</p>	16～18 19

4. 評価

- ・日常生活のなかで生じるトラブルの解決方法に関心をもち，公平な判断をするために必要なことを考えようとする。
(関心・意欲・態度)
- ・正しい判断のためには，中立公正な機関による証拠をもとにした事実認定が必要だということがわかる。
(思考・判断・表現)
- ・紛争解決のために，証拠をもとに事実認定を行い，公平な判断をしようとしている。
(資料活用の技能)
- ・裁判を行うことにより，権利の保護が行われることがわかる。
(知識・理解)
- ・紛争解決には，証拠をもとにした確かな事実認定と，それによる公平な判断が必要であることを理解している。
(知識・理解)

II ワークシート (次ページ)

「お^{かね}はらってよ！だって、申しこんだじゃない？」ワークシート

組 番：

問1. (事例)を読んで、佐藤^{さとう}さんの言い分と田中^{たなか}さんの言い分を整理しよう。

佐藤さん ・ ・ ・	田中さん ・ ・ ・
---------------------	---------------------

問2. 佐藤さんにアドバイスするために、ほかに聞いておきたいことはないですか。

・ ・ ・ ・

問3. 佐藤さんにアドバイスしてみよう。(その理由も考えよう)

アドバイス	理由
-------	----

問4. 裁判所^{さいばんしょ}が佐藤さんと田中さんのどちらの言い分が正しいのか判断するためには何が必要でしょうか。

裁判所が必要とするもの ・ ・ ・	その理由
----------------------------	------

問5. 裁判は何のためにあるのだろうか？

(1) もし裁判制度がなかったら

--

(2) 裁判にはどのような意義や目的があるのだろうか

--

☆ 今日の学習を通してわかったことや気づいたことを書きましょう。

--

先生より

--

(事例)

あなたのところに、^{さとうたろう}佐藤太郎さんが相談に来ました。

佐藤さんは、自分で育てたお米を、宅配便で全国に^{はんばい}販売しています。

先月、^{たなかじろう}田中次郎さんという人から、お米を10袋送ってほしいと頼まれました。

そこで、私は田中さんの家へお米を送りました。

しかし、田中さんは、お金を払ってくれません。どうしたらよいでしょうか・・・

佐藤さんによると、田中さんは、お金を払わない理由として、次のようなことを言っているそうです。

- ・お米？確かに先月^{たくさん}沢山来たなあ。おいしかったよ。まだ9袋残ってるけど。
- ・おくりものじゃなかったのかい？ただで貰ったと思ったよ。
- ・申込書？書いてないよ。僕の字じゃないよ。

Ⅲ 弁護士からのアドバイス



1 裁判制度はどうしてあるの？（司法権の意義と役割）

本件では、佐藤さんがお米代の回収をあきらめて泣き寝入りをするれば、「お金」という佐藤さんの財産権が侵害されます。この問題を放置すれば、佐藤さんの財産権という人権が侵害される事態が起きます。

かといって、佐藤さんの権利を守るために、田中さんからむりやりお金を取り上げるような恐喝行為（これを、「自力救済」といいます。）までを認めるわけにもいきません。権利救済に名を借りた恐喝的な取り立てが横行すれば、より多くの人権侵害が発生する危険があります。また、そもそも「権利が侵害されたかどうか」の判断を個人にゆだねると、自分かってな判断になりかねず、本当に守られるべき権利が十分に保護されないことになるからです。

そこで、日本国憲法は、司法権を裁判所に集中させ（憲法第76条）、紛争を中立公正に判断できる機関を創設しました。これにより、権利侵害があったかどうかの判断が、客観的・統一的になされるようになったのです。そして、国民に「裁判を受ける権利」を強力に保障することで（憲法第32条）、裁判所の判断（裁判）を通じて、自力救済をせずとも権利が保護されるようにしました。これが、裁判制度の大きな意義です。

2 裁判が正しく行われるためには、何が必要なの？

現代においても、まだタイムマシンは発明されていませんので、誰も過去の事実を再体験することはできません。争いのある過去の事実をどうやって判断するか、これが裁判のもつ永遠の課題です。

歴史的には、占いによる裁判や、領主が独断と偏見で判断を下す裁判もありました。しかし、それでは適正な権利保護が実現されるはずもありません。

最も理にかなった方法は、現在ある証拠に基づいて、過去の事実を推測する方法です。「証拠」は、現在にも存在するので、その内容を誰もが点検できるうえ、その証拠から過去の事実を推測する過程も明らかにできるからです。

このような利点があることから、現代日本の民事訴訟においても、証拠は事実認定のためになくてはならない重要な要素とされているのです。

3 本教材では、お米の申しこみをめぐって、佐藤さんと田中さんの言い分がまっこうから対立していますが、この争いを解決する鍵となるいくつかの証拠が示されています。それでは、具体的に見ていきましょう。

（1）〈申込書〉からわかること

これは、佐藤さんが持っていたもので、佐藤さんが田中さんへお米を配達したきっかけとなった資料です。ここから、

だれかが、佐藤さんにお米の購入を申しこんだのだろうということまでは認定できるでしょう。

そして、申込者とされる人物の筆跡、印鑑、ファックスのヘッダーなどが書かれています。

この字を書いた、印鑑を持っている、このヘッダーが印字されるファックスを持っている人物が申込者だろうということも、同じく導かれるでしょう。

なお、田中さんは、この申込書を書いたことを否定していますので、この申込書だけでは、

田中さんが佐藤さんにお米を申しこんだことまでは認定できないでしょう。

（2）〈配達伝票〉からわかること

伝票に書かれた種類・数量のお米が、佐藤さんから発送されて、田中さんの住所に届き、田中さんが受け取ったこと

まで認定できるでしょう。

このほか、受け取ったのが田中さんであることは否定していないことから、
伝票におされた印鑑が田中さんのものであること
まで認定できるでしょう。

(3) 〈田中さんのファクシミリのヘッダー〉からわかること

田中さんは、このファックスの文面を自分で書いて佐藤さんへ送信したことを認めていますので、

ここに書かれた字は田中さんが書いた字であること

田中さんの持っているファックスを使うと、このヘッダーが印字されること

まで認定できるでしょう。

(4) 〈二人の言い分（田中さんと佐藤さんの関係）〉からわかること

佐藤さん・田中さんとも、おたがいに一度も会ったことがないと言っています。このことから、

両者に面識がないこと

も認定できるでしょう。

なお、田中さんは、佐藤さんにお米を申しこんだことを否定しています。もし、この言い分が十分信用できるとすれば、

田中さんは佐藤さんにお米を申しこんでいないということ

まで認定できるはずですが、この田中さんの言い分が信用できるかどうかは、(5)の最後で検討することにします。

(5) 証拠判断

これらの証拠を総合すると、さらに次のような事実が認定できると考えられます。

まず、(1)〈申込書〉と(2)〈配達伝票〉から、

申込書の印鑑と配達伝票の印鑑がきわめて似ていることがわかります。

また、(1)〈申込書〉と(1)〈田中さんのファックス〉から

申込書に印字されたファックスのヘッダーと、田中さんが送ったファックスのヘッダーが、同一であることが

わかります。

さらに、申込書に書かれた字と、田中さんの書いた字とは、十分似ていることもわかります。これらの事実から、

申込書を書いたのは、やはり田中さんである

と認定できるでしょう。

でも、田中さんはそれを否定しています。そこで、田中さんの言い分が信用できるかを検討します。

二人には面識がないのに、贈り物をもらうということ自体が不自然です。田中さんはそれを疑って佐藤さんにお米を贈ったことを確認したようすもありません。

また、申込書には、田中さんの持っているものと同じ印鑑、ファックスのヘッダー、田中さんの字とよく似た字がありますが、このことを合理的に説明するには、やはり田中さんが書いたと考えるのが自然です。

そうすると、

田中さんの言い分は、やはり信用性がない

といえます。

これらの事情を総合すると、この申込書を書いたのは田中さんで、その判断をくつがえすにたりる十分な証拠はないという結論になります。

4 教材から得ること

証拠から事実を認定することは、プロの法律家でもやさしいことではありません。証拠から導いた事実が「合理的経験則にのっとっているか」というのは、判断者の経験がものをいうことから、つねに誤った判断をしていないか自己点検をしているのです。

昔話法廷

ねらいと展開

第1話「三匹のこぶた」裁判

本時のねらい

被告人のトン三郎が計画的犯行で有罪となるか、それとも正当防衛で無罪になるかを考える過程で、多角的・多方面の視点から考察し、根拠を持って討論し、公平公正な判断を行うことができる。

展開例(2時間の実践例。可能ならば2時間連続で実施する)

- (1)1時間目:番組を視聴して証拠検討表を完成し、各自、有罪・無罪を考察する。
 (2)2時間目:グループに分かれ、証拠検討表をもとに討論し、有罪・無罪を発表する。

時間の目安	主な学習活動	指導上の留意点
	1 番組の前半(2分52秒まで)を視聴して、問題を把握する。(1時間目)	
6分	・現在、市民が裁判に参加する「裁判員裁判」が行われており、「裁判員」の視点で番組を見る。 ▶ 番組前半(2分52秒まで)を視聴する	・番組視聴後、「裁判員」として判決を考えてもらうことを確認する。 ・先入観を持つ可能性があるため、昔話の内容を視聴前に説明・確認しない。 ・視聴しながらメモをとるよう指導する。
	○裁判の争点をまとめる。	
7分	・番組前半を視聴してとったメモを利用して、トン三郎が犯したとされる罪の内容や、被告人と弁護人の主張を確認し、裁判の争点を整理する。	・教員が、質問をしながら争点を整理する。 ・争点が、「計画的におびき寄せ殺したのか(有罪)」、それとも「突然襲われ命を守るため殺したのか(正当防衛で無罪)」であることを確認させる。 ・黒板などで、写真(資料としてアップしてある)を活用して整理してもよい。
	2 番組の後半(2分52秒～15分)を視聴して、証拠や証言を把握する。(1時間目)	
13分	▶ 番組後半(2分52秒～最後まで)を視聴する	・この法廷(番組)で見聞きした証拠や証言だけで判断することを確認させてから視聴を再開する。 ・視聴の前に、証拠や証言、その他気になったことを必ずメモするよう再度指導する。

時間の目安	主な学習活動	指導上の留意点
○証拠や証言を整理し、証拠検討表を完成させて有罪無罪を考える。		
15分	<p>(参考)以下、番組中にあった証拠や証言など</p> <p>オオカミの母親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3時 豚肉パーティ トン三郎の家」の書き込み ・「オオカミのたっしほろし方」の本 <p>トン一郎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3人の家をオオカミが食べるために突然襲ってきた ・「食べてやる!」と煙突から侵入してきたこと ・殺害に使用された重たい漬物石 <p>トン三郎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオカミが襲って来た時の恐怖 ・煙突だけは板でふさがなかった。 ・煙突は油でギトギト ・事件3日前に購入したという大鍋 ・タイミング良くお湯が沸いていた <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もしオオカミが煙突から滑り落ちなければ…、もしフタを押し上げ鍋から出てきたら…」という、裁判員・千明の疑問 ・「トン三郎の立場で考えてみて。失敗した時のリスクが大きすぎる」という弁護人の主張 <p>・証拠検討表をもとに、「有罪」「無罪」の判決を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠検討表を配付する。 ・どの証拠や証言が、自分にとって重いか軽いかを考えながら、各自メモしていた内容を、証拠検討表を利用して「有罪」「無罪」に振り分け整理させる。 ・その際、証拠検討表に証拠の「軽重」についての振り分け方を説明する。 ・判決用紙に、判決を記入させる。 ・判決の理由をはっきりさせるよう指導する。 ・「推定無罪」「疑わしきは罰せず」はあるが、重い状況証拠の積み重ねによって「有罪」と判断することがあり得ることを説明する。 ・記入後、判決用紙はいったん回収する。
3 討議して考えを深める。(2時間目)		
○自分の考えを発表し、グループで討論を行う。		
30分	<p>(1)グループに分かれて、各自の意見を表明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループに分かれ、裁判長(司会)を決める。 ・裁判長(司会)に「論点表」を渡し、適宜必要に応じ、議論の中で活用する旨確認する。 ・まず、一人ひとり、理由を明確にして「有罪」か「無罪」かを主張する。 ・他の班員の意見をメモする。 <p>(2)グループで、判決について討論を行う。</p> <p>(3)グループで、理由を付けて判決を作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前時で集めた判決用紙を利用し、グループ内の「有罪派」と「無罪派」の数を同じくらいにして班編制を事前に行っておく。 ・「根拠」を持って自分の意見を伝えるよう指導する ・“ティベート”ではないので、途中で意見が変わってもよいことを確認する。 ・討論中は、各班の討議に加わり、多角的・多面的な討論となっているか、公正公平な判断を行おうとしているか、指導する。 ・「有罪」「無罪」は、グループの多数決で決まることを説明する。

時間の目安	主な学習活動	指導上の留意点
○各班の判決を発表する。		
	・各班、裁判長(司会)が判決を発表する。	・気付かなかった視点や見方があった場合は、メモをとるよう指示する。
○2時間の学習から理解したことをワークシートに記入する。		
50分	・「自分の判決(判断)と他の班員の判決(判断)、グループの判決(判断)の違い」というテーマで感想等を書き提出する。	・自分の意見の変容に注意して書くよう指導する。

作成: 明治大学特任教授 藤井 剛

氏名

検討項目	有罪と無罪								
1. 煙突内部に油が付着していたこと	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
2. オオカミの入る場所が煙突しかなかったこと	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
3. 鍋の蓋に漬物石を置いたこと	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
4. オオカミが入るほど大きな鍋があったこと	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
5. 鍋でお湯を沸かしていたこと	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
6. トン三郎がオオカミを呼び出したこと (カレンダーに豚肉パーティーと書かれていた事情を考慮する)	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
7. トン三郎の家にあった殺害計画をうかがわせる本 (『オオカミのただしいころし方』)	有罪 ←	3	2	1	⇔	1	2	3	無罪 →
総合判断	有罪			無罪					
有罪・無罪を判断した理由を書きましょう。									

(19)

道徳の授業を行っていないクラス

- | | | |
|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 男 | 1 × 難しそうだから | × 難しそうだから |
| 男 | 2 ○ 法というものに興味がある | ○ 裁判に興味がある |
| 男 | 3 | |
| 男 | 4 × 冤罪になるのが怖い | × 冤罪になるのが怖い |
| 男 | 5 × 難しく大変そうだから | × 責任が大きい。 |
| 男 | 6 × 裁判員にむいていない | × 模擬裁判でうまく結論がだせなかったから |
| 男 | 7 × 難しそうだから | × 模擬裁判でやはり難しかった。責任が大きい。 |
| 男 | 8 × 強制的に参加させられたくない。他人の人生を左右 | × |
| 男 | 9 ○ 選ばれたら全力でできることをする | × 判断を間違えたら被害者に申し訳ない |
| 男 | 10 × 責任を取る勇気がない | × 責任を取る勇気がない |
| 男 | 11 × 自分の判断で冤罪になってしまうかもしれない | × 自分の判断で冤罪になってしまうかもしれない |
| 男 | 12 ○ やってみたい | ○ |
| 男 | 13 × 自分では判断がつかない | ○ 楽しそう |
| 男 | 14 | |
| 女 | 1 | |
| 女 | 2 ○ 自分の意見を裁判官と話すことができる | |
| 女 | 3 | |
| 女 | 4 × 仕事や生活に支障がある。 | |
| 女 | 5 × 自分にはできない | |
| 女 | 6 ○ 経験としてやってみたい | |
| 女 | 7 × 責任が重いし人の人生を左右してしまう | × 責任が重い |
| 女 | 8 × 責任を背負う自信がない | ○ 模擬裁判で少しやりたい気持ちがあまれた。 |
| 女 | 9 × 間違った判決をすると取り返しがつかない | ○ いい経験になる |
| 女 | 10 ○ 正しい意見を聴いて裁判してみたい | ○ 自分の意見を伝えたい。正当な判決を下したい。 |
| 女 | 11 ○ 自分の意見をだしたい | ○ 自分の考えを出して判断したい。 |
| 女 | 12 ○ 人生経験として。やる方が人のためになる | × 自分の判断で他人の人生を無駄にしてしまう |
| 女 | 13 × 判断に責任がとれない。自分の意見を言えない | ○ 模擬裁判をやり、他人の意見を聴き、違う考えがさける |
| 女 | 14 × 大変そう | ○ 少し楽しそう |
| 女 | 15 × 判断するのが苦手 | ○ 模擬裁判でやりがいがあると感じた |
| 女 | 16 × 急にやれといわれたら困る。仕事が忙しい | × いそがしい |
| 女 | 17 × 大変そうだから | × 判断をまちがえそう |

赤枠の生徒は、事前と事後で回答が変わっているが社会の一員としての意識からではなく、判決を話し合いで決めることのおもしろさからの理由が記述されている

考えたことで視野が広がったから

《資料 7》

あなたが裁判員に選ばれたら裁判員をやりますか
やる⇒○ やらない⇒×

事前

道徳の授業を行ったクラス

事後

男	1 ×	専門的な知識がない人はやるべきではない	○	義務だからやるしかない
男	2 ○	興味がある	○	貴重な体験だから
男	4 ×	他人の人生が変わってしまう	○	やるなら法律をしっかりと理解してやるならやりたい
男	5 ×	良い気持ちにはならない	×	判断できるかわからない。良い気持ちにはならない
男	6 ○	給料が高そう	×	判決を決めるのが難しい
男	8 ×	行くのがめんどくさい	○	大事な裁判に自分の意見を言えるのは貴重な機会
男	10 ×	意見を言うのが苦手	×	正しい判断ができない。私生活に支障がでる
男	11 ×	責任が大きいののでやりたくない	○	やりたくないが選ばれたらやる。できる限り貢献したい。
男	13 ×	自分の意見で他人の人生を決める勇気がない	○	人生の経験として
男	14 ○		○	
女	1 ×	重い刑の判断をするのが怖い	○	他にも人がいるなら経験として一度はやりたい
女	2 ×	荷が重い。面倒。	×	自分け情が入ってしまった。怖い。
女	3 ×	事件にまきこまれたくない		
女	4 ×	間違ったらかわいそう		
女	5 ○	貴重な機会		
女	6 ×	勇気がある		
女	7 ×	責任がもてない	×	しっかりと準備した方がよい。
女	8 ○		○	良い経験になる
女	10 ×	怖い。責任重大	×	他人の人生を左右させてしまう
女	11 ×	他人の人生を決めてしまうので重い	×	他人の人生を変えてしまう
女	13 ×	将来、他にやりたいことがある	×	自分の判断が被告人に影響するのがこわい
女	16 ×	責任を負いたくない。他人の人生を変えたくない	×	責任を負いたくない。他人の人生を変えたくない
女	17 ×	責任を負える自信がない	○	役立てるよう、選ばれたらがんばりたい

赤枠の生徒は、事前と事後で回答
が変わっていて社会の一員としての
意識からの理由が記述されている

《資料8》

社会科と特別活動と道徳の連携分野一覧

「中学生生活と進路」実業之日本社

1年	わたしたちが「働く理由」	公民	労働の意義と労働者の権利
1年	地域に生きる	地理	身近な地域の課題を見つける
1年	男女が協働する社会	公民	平等権② 共生社会を目指して
1年	職業について調べてみよう（職業調べ）	公民	労働の意義と労働者の権利
1年	「ユニバーサルデザイン」って何？	公民	だれもが暮らしやすい共生社会に
1年	自分の将来とお金について考えよう	公民	私たちの消費生活
2年	安全な生活を守るために（1）	地理	自然災害と防災・減災への取り組み
2年	安全な生活を守るために（3）	公民	契約と消費生活
2年	人が「働く理由」	公民	労働の意義と労働者の権利
2年	わたしたちの生活と職業	公民	労働の意義と労働者の権利
2年	社会に生きる	公民	社会集団の中で生きる私たち
2年	ともに支え合う「協働」の社会	公民	労働の意義と労働者の権利
2年	共生社会形成のために	公民	平等権② 共生社会を目指して
2年	社会を支える一員として	公民	社会集団の中で生きる私たち
3年	男女が協働する社会	公民	平等権② 共生社会を目指して
3年	共生社会の形成をめざして	公民	平等権② 共生社会を目指して
3年	あなたの「働く理由」って？	公民	労働の意義と労働者の権利
3年	働くこと、生きること	公民	労働環境の変化と課題
3年	命をおびやかす、さまざまな危機	公民	情報化 情報が変わる社会の仕組み

中学道徳～飛び出そう未来へ 教育出版

1年	4 不自然な独り言	公民	平等権② 共生社会を目指して
1年	7 ルールとマナー	公民	決まりを作る目的と方法
1年	12 選ぶということ	公民	選挙の意義と仕組み
1年	15 富士山を守っていくために	地理	富士山の環境を守る取り組み
1年	19 もったいない	公民	持続可能な社会に向けて
1年	22 歴史を変えた決断	公民	難民問題
1年	23 幸せな仕事って	公民	労働の意義と労働者の権利
1年	24 伝えたい味	公民	伝統文化と新たな文化の創造
1年	29 “庶民の笑い”を絶やさない	公民	伝統文化と新たな文化の創造
1年	32 マンションの椅子	地理	震災から命を守る
1年	33 受け継がれる博愛の精神	歴史	日露戦争
1年	34 子どもも親も笑顔の町に	公民	住民参加の拡大と私たち

2年	4	まだ食べられるのに	公民	公正な世界を創る
2年	7	六千人の命のピザ	歴史	第2次世界大戦
2年	8	国境なき医師団・貫戸朋子	公民	貧困問題 公正な世界を創る
2年	9	伝えるということ	公民	伝統文化と新たな文化の創造
2年	11	清掃はやさしさ	公民	労働の意義と労働者の権利
2年	12	たすきとボンボン	公民	平等権② 共生社会を目指して
2年	13	怒りの救助活動	公民	「公共の福祉」と国民の義務
2年	14	SNSとどうつき合う？	公民	情報化 情報が変わる社会の仕組み
2年	16	違反摘発	公民	決まりを作る目的と方法
2年	20	譲る気持ちはあるのに……	公民	平等権② 共生社会を目指して
2年	21	狂言師・野村萬斎物語	公民	伝統文化と新たな文化の創造
2年	22	釧路湿原を守れ	公民	公害の防止と環境の保全
2年	23	飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ	公民	社会集団の中で生きる私たち
2年	24	復旧にとどまらず、復興を	歴史	関東大震災
2年	25	語りかける目	地理	震災から命を守る
2年	27	海と空	歴史	欧米列強の侵略と条約改正
2年	31	へこたれない心	歴史	マスメディアと現代の文化
2年	33	モノづくりのまち、東大阪の会社見学	公民	企業の種類
2年	34	サッカーの種をまく	地理	地域の将来像を提案する
2年	35	ドイツ・ヴリーツェンに眠る日本人医師	歴史	第2次世界大戦
3年	3	歩きスマホをどうするか	公民	決まりを作る目的と方法
3年	4	平和への願い	公民	新しい戦争 平和な世界に向けて
3年	5	変わりゆく地球	公民	地球環境問題
3年	6	卒業文集最後の二行	平等権① 共生社会を目指して	
3年	7	あなたは顔で差別をしますか	平等権① 共生社会を目指して	
3年	8	昇き縄	公民	伝統文化と新たな文化の創造
3年	9	ハゲワシと少女	公民	新しい戦争 平和な世界に向けて
3年	10	無限の道	公民	伝統文化と新たな文化の創造
3年	11	鳩が飛び立つ日 ～石井筆子～	公民	社会権 豊かに生きる権利
3年	13	日本の伝統文化 将棋	公民	伝統文化と新たな文化の創造
3年	16	二通の手紙	公民	決まりを作る目的と方法
3年	17	裁判員制度を考える	公民	裁判員制度と司法制度改革
3年	20	ふきのとう	地理	人口から見た日本の特色
3年	22	家族の思いと意思表示カード	公民	新しい人権① 産業や科学技術の発展と人権
3年	23	あふれる愛	公民	新しい戦争 平和な世界に向けて
3年	25	テーブルの卵焼き	公民	社会集団の中で生きる私たち
3年	27	憧れの消防団	地理	住民参加の拡大と私たち

3年	28 償い	公民 裁判の種類と人権
3年	32 音楽は対話の始まり	公民 持続可能な社会を実現するために
3年	33 琵琶湖の水を京都に送る	公民 公害の防止と環境の保全
3年	34 世界に誇る「BONSAI」	公民 伝統文化と新たな文化の創造
3年	35 カムイモシリとアイヌモシリ	公民 先住民族としてのアイヌ民族